

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 136 その他資本剰余金の処分による配当を受けた株主の会計処理

今回は、「その他資本剰余金の処分による配当を受けた株主の会計処理」について解説いたします。

なお、今回の解説では、配当財産が金銭である場合のみを対象としており、配当財産が金銭以外である場合の会計処理とは異なりますのでご注意ください。

【会計処理】

<原則>

株主が資本剰余金の区分におけるその他資本剰余金の処分による配当を受けた場合、配当の対象となる有価証券が売買目的有価証券である場合を除き、原則として配当受領額を配当の対象である有価証券の帳簿価額から減額します。

<例外>

配当の対象となる有価証券が売買目的有価証券である場合は、配当受領額を受取配当金（売買目的有価証券運用損益）として計上します。

配当の対象となる有価証券が売買目的有価証券である場合以外の場合でも、以下の例のように配当受領額を収益として計上することが明らかに合理的である場合は、受取配当金に計上できるものとされています。

- (1) 配当の対象となる時価のある有価証券を時価まで減損処理した期における配当
- (2) 投資先企業を結合当事企業とした企業再編が行われた場合において、結合後企業からの配当に相当する留保利益が当該企業再編直前に投資先企業において存在し、当該留保利益を原資とするものと認められる配当（ただし、配当を受領した株主が、当該企業再編に関して投資先企業の株式の交換損益を認識していない場合に限る。）
- (3) 配当の対象となる有価証券が優先株式であって、払込額による償還が

約定されており、一定の時期に償還されることが確実に見込まれる場合の当該優先株式に係る配当

【背景】

従来から会計実務では、留保利益から配当を受けたときは受取配当金で処理し、払込資本の払戻しを受けたときは投資勘定の減額で処理することが多いと思われます。この処理は、投資成果の分配と投資そのものの払戻しを、支払側の配当の原資に従って区別することを意図しています。

その他資本剰余金の内容は原則として株主からの払込資本です。よって、その他資本剰余金の処分による配当は、基本的には「投資の払戻し」の性格を持ちます。

したがって、それらの配当を受けた株主の側では、有価証券の帳簿価額を減額することを原則的な処理としています。

配当の対象となる有価証券が売買目的有価証券であり、期末に時価評価され評価差額が損益計算書に計上されている場合には、配当に伴う価値の低下が期末時価に反映されているため、配当の原資にかかわらず収益計上することが適切であり、受取配当金（売買目的有価証券運用損益）として処理することとなります。

参考：その他資本剰余金の処分による配当を受けた株主の会計処理
（企業会計基準適用指針第3号）